

類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等(令和8年分)

(単位:円)

業 種 目		番 号	内 容	B 〔配当 金額〕	C 〔利益 金額〕	D 〔簿価 純資産 価額〕	A (株価)				
大 分 類	中 分 類						小 分 類	令 7 平	和 年 均	7 年 11月分	7 年 12月分
(製造業)											
窯業・土石製品製造業		25		11.8	43	443	375	428	444		
	セメント・同製品製造業	26	セメント、生コンクリート及びコンクリート製品等の製造を行うもの	4.9	30	243	206	242	237		
	その他の窯業・土石製品製造業	27	窯業・土石製品製造業のうち、26に該当するもの以外のもの	14.6	49	527	446	506	531		
鉄 鋼 業		28	鉱石、鉄くずなどから鉄及び鋼の製造を行うもの並びに鉄及び鋼の鑄造品、鍛造品、圧延鋼材、表面処理鋼材等の製造を行うもの	10.3	46	481	310	328	341		
非 鉄 金 属 製 造 業		29	鉱石（粗鉱、精鉱）、金属くずなどを処理し、非鉄金属の製錬及び精製を行うもの、非鉄金属の合金製造、圧延、抽伸、押出しを行うもの並びに非鉄金属の鑄造、鍛造、その他の基礎製品の製造を行うもの	7.8	41	403	402	585	586		
金 属 製 品 製 造 業		30		11.2	49	566	441	480	496		
	建設用・建築用金属製品製造業	31	鉄骨、建設用金属製品、金属製サッシ・ドア、鉄骨系プレハブ住宅及び建築用金属製品の製造を行うもの並びに製缶板金業を営むもの	7.1	45	421	307	317	320		
	その他の金属製品製造業	32	金属製品製造業のうち、31に該当するもの以外のもの	12.7	51	619	490	539	560		
はん用機械器具製造業		33	はん用的に各種機械に組み込まれ、あるいは取付けをすることで用いられる機械器具の製造を行うもの。例えば、ボイラ・原動機、ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置の製造など	11.8	66	532	573	646	667		

(注) 「A (株価)」は、業種目ごとに令和8年分の標本会社の株価を基に計算しているため、標本会社が令和7年分のものとは異なる業種目などについては、令和7年11月分及び12月分の金額は、令和7年分の評価に適用する令和7年11月分及び12月分とは異なることに留意してください。また、令和7年平均及び課税時期の属する月以前2年間の平均株価についても、令和8年分の標本会社を基に計算しています。

類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等(令和8年分)

(単位:円)

業 種 目		A (株価) 【上段：各月の株価、下段：課税時期の属する月以前2年間の平均株価】																
大 分 類	中 分 類	小 分 類	番 号	令 和	2 月 分	3 月 分	4 月 分	5 月 分	6 月 分	7 月 分	8 月 分	9 月 分	10 月 分	11 月 分	12 月 分			
				8 年														
				1 月 分														
(製造業)																		
窯業・土石製品製造業		25	479 381	513 386	495 390	507 394												
セメント・同製品製造業		26	256 189	256 193	233 195	223 197												
その他の窯業・土石製品製造業		27	573 461	620 467	605 471	626 477												
鉄 鋼 業		28	370 309	382 312	367 314	364 316												
非鉄金属製造業		29	662 365	803 386	835 409	888 434												
金属製品製造業		30	522 431	547 437	538 442	546 448												
建設用・建築用金属製品製造業		31	339 293	351 296	353 300	339 303												
その他の金属製品製造業		32	587 482	618 488	604 494	621 500												
はん用機械器具製造業		33	711 549	765 561	747 571	746 580												